

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年7月25日(2022.7.25)

【国際公開番号】WO2020/023749

【公表番号】特表2021-530324(P2021-530324A)

【公表日】令和3年11月11日(2021.11.11)

【出願番号】特願2021-503795(P2021-503795)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1 7 / 3 2 0 7 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 B 1 7 / 2 2 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 M 2 5 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 M 2 5 / 1 0 (2 0 1 3 . 0 1)

【F I】

A 6 1 B 1 7 / 3 2 0 7

A 6 1 B 1 7 / 2 2

A 6 1 M 2 5 / 0 0 6 2 4

A 6 1 M 2 5 / 1 0 5 1 0

A 6 1 M 2 5 / 1 0 5 5 0

10

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年7月13日(2022.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療用バルーンカテーテルであって、

カテーテルに設けられたベースバルーンと、

複数のくさびディセクタを備える複数のストリップであって、当該くさびディセクタは、前記ベースバルーンの外面に取り付けられて鋸歯状バルーンを形成する、複数のストリップと、

第2のバルーン又は他の外壁構造又はカバーと、

を備え、

取り付けられた前記ベースバルーンは、前記くさびディセクタ及び前記ストリップとともに前記第2のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバー内に挿入され、前記第2のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバー内で膨張するように構成され、

前記くさびディセクタは、前記第2のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーから立ち上がっている、ことを特徴とする医療用バルーンカテーテル。

30

40

【請求項2】

前記くさびディセクタ及び前記ストリップが取り付けられた前記ベースバルーンは、前記第2のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバー内に挿入される前に、ブリーツが付けられる、ことを特徴とする請求項1に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項3】

前記ベースバルーンは、前記第2のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーに選択的に取り付けられる、ことを特徴とする請求項1に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項4】

ストリップ領域は選択的に取り付けられない、ことを特徴とする請求項1に記載の医療用

50

バルーンカテーテル。

【請求項 5】

前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーは、前記ベースバルーンに取り付けられて単一のユニットとなる、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項 6】

前記ベースバルーンは、UV 硬化接着剤により前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーに取り付けられる、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項 7】

前記くさびディセクタは、前記ベースバルーンの膨張中に、効果的に貫通するが、前記くさびディセクタの間のスペースに沿って引き裂かない、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

10

【請求項 8】

前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーは、前記ストリップを保持し前記くさびディセクタを安定させる伸縮可能な膜を含む、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項 9】

前記ベースバルーンの表面に接着剤が適用され、当該接着剤は、前記ベースバルーンと、前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーとの接触により分散される、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

20

【請求項 10】

前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーは、押し出し可能であり、かつバルーン用の型に配置可能な材料を含む、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項 11】

前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーは、1 つ以上の層を含む、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項 12】

前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーは、1 つ以上の材料を含む、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

30

【請求項 13】

前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーは、前記ベースバルーンよりも伸縮性又は柔軟性がある、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項 14】

前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーの長さは、前記ベースバルーンの長さより長い、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項 15】

前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーの径は、前記ベースバルーンの径より大きい、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

40

【請求項 16】

前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーの厚さは、前記ベースバルーンの厚さより大きい、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項 17】

前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーの端部における円錐体の角度は、前記ベースバルーンの端部における円錐体の角度と異なる、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項 18】

前記第 2 のバルーン又は前記他の外壁構造又は前記カバーは、均一な外側層をもたらず、

50

ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項 19】

前記くさびディセクタは、尖っていない面を有する、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

【請求項 20】

前記くさびディセクタは、尖っていない、ことを特徴とする請求項 1 に記載の医療用バルーンカテーテル。

10

20

30

40

50